

山国川学識者懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は、「山国川学識者懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、山国川水系河川整備計画の案を策定するにあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験者としての意見を集約することを目的とする。

(組織等)

第3条 懇談会は、国土交通省九州地方整備局長が設置する。

(懇談会の成立)

第4条 懇談会は委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

(公開)

第6条 懇談会は原則公開とする。公開方法について必要な場合は懇談会で定める。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、国土交通省九州地方整備局山国川河川事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

この規約は、平成18年12月15日より施行する。